

薬生食輸発0307第1号  
令和4年3月7日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(台湾産バナナのイミダクロプリド、フィリピン産バナナのデルタメトリン及びトラロメトリン、タイ産きのこ(HED-KRA-DANGと称されるもの)のクロルピリホス及びメキシコ産芽キャベツのピリダリル)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年3月4日付け薬生食輸発0304第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、台湾産バナナのイミダクロプリド及びフィリピン産バナナのデルタメトリン及びトラロメトリンについてモニタリング通知の別表第2から削除する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、タイ産きのこ(HED-KRA-DANGと称されるもの)のクロルピリホスについてモニタリング通知の別表第2から削除し、メキシコ産芽キャベツのピリダリルについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。